



大阪府中央会では 消費税軽減税率・ 転嫁対策に関する事業を 引続き実施いたします

平成29年4月から消費税軽減税率制度が導入される予定です。導入に当たっては、小売業や卸売業の中小・小規模事業者にとって、納税事務や商品管理における事務負担の増大が見込まれます。また、平成29年4月には税制抜本改革法(平成24年法律第68号)において、消費税10%への引上げが規定されており、適正な転嫁対策がより一層求められることとなります。そこで、大阪府中央会ではこれらの円滑な実施並びに適正な転嫁を目的として、平成25年9月より実施している「専門家無料相談窓口」並びに「専門家無料派遣事業」(下記参照)を平成28年度におきましても継続して行います。消費税増税時代の厳しい経営環境を乗り越えるためにも、この機会に大阪府中央会の消費税軽減税率対応窓口相談等事業を是非ご利用ください。

「専門家無料相談窓口」

実施日： 毎週水曜日

10時～17時

実施場所： マイドームおおさか8F
会議室

専門家： 弁護士、税理士、
中小企業診断士等

「専門家無料派遣事業」

実施日： 随時(組合等の希望日)

実施場所： 組合等の指定の場所

専門家： 弁護士、税理士、
中小企業診断士等

<問合せ先> 大阪府中小企業団体中央会 総務部経理課
大阪市中央区本町橋2番5号(マイドームおおさか 6F)
TEL 06-6947-4370 FAX 06-6947-4374

